

令和3年度 5月補正予算(その2)の概要

1 補正予算のポイント

- 高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種を早期に行うために、新たな接種会場を設置するとともに、市町によるワクチン接種のさらなる加速化を支援する。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「三重県まん延防止等重点措置」による要請等にご協力いただく事業者への協力金を措置するとともに、「重点措置区域」である12市町内の全ての対象飲食店舗の見回りを実施する。

2 補正予算の規模

(単位：千円、%)

	補正前 A	今回補正額	補正後 B	伸び率 B/A
一般会計	799,227,128	7,765,390	806,992,518	101.0%
特別会計	314,590,179	-	314,590,179	
企業会計	60,912,448	-	60,912,448	
合計	1,174,729,755	7,765,390	1,182,495,145	100.7%

※補正後予算額は過去最大規模となる。

3 歳入の主要点

- 新型コロナウイルスのワクチン接種の促進については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用する。
- 時短要請に伴う協力金については、特別枠を含め新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する。

(歳入の内訳)

(単位：千円)

項目	補正額
国庫支出金	7,765,390
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	6,798,031
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	967,359
合計	7,765,390

(参考1)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の推移

※県が取り組む新型コロナ対策に広く活用できる交付金

(単位：百万円)

R2	R3	現計	今回予算額	累計額
22,007	16,867	10,069	6,798	38,873

(参考2)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の推移

※県が取り組む感染拡大防止と医療機関・介護施設等の体制整備等に活用できる交付金

(単位：百万円)

R2	R3	現計	今回予算額	累計額
46,161	36,507	35,540	967	82,668

※ それぞれの金額を四捨五入しているため、各表の合計等が合わない場合があります。

4 歳出の主要点

【県民の命を守り抜く感染拡大の防止】

- ① 新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備（医療保健部） 9億6,735万9千円

【新規】新型コロナウイルスワクチン接種を早期に行うため、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、市町の接種会場への医療従事者の派遣を支援するとともに、市町と連携して新たな接種会場を確保・運営します。

- ・市町のワクチン接種会場への医師、看護師派遣支援（時間外経費） 5億2,698万2千円
- ・県によるワクチンの接種会場設置 4億4,037万7千円

- ② 「三重県まん延防止等重点措置」の実施に伴う飲食店への見回り（医療保健部）

4,100万円

【新規】「三重県まん延防止等重点措置」の実施に伴い、感染防止対策の実施要請に対する協力状況を確認するため、「重点措置区域」である12市町内の対象飲食店の見回りを実施する。

- ・重点措置区域内の全飲食店（約6,000店舗）において確認する。

- ③ 感染者発生時における事業所独自のPCR検査への支援（雇用経済部） 2,100万円

【新規】県内事業所において、感染者発生時に事業所独自のPCR検査の受検が推進されるよう、「感染防止対策強化推進補助金」に「PCR検査受検枠」を新たに設け、事業所を支援する。

- ・補助対象経費：PCR検査受検料
- ・補助率：2/3
- ・補助金：20万円（上限）×100事業者＝2,000万円

【地域経済の再生】

- ④ 時短要請等に伴う協力金（雇用経済部） 67億3,603万1千円

（i）20時までの営業時間の短縮要請等に応じた県内飲食店に対する協力金

- ・協力金総額：55億950万円
- ・対象期間：5月12日～5月31日
- ・対象：6,984者

(ii) 【新規】20時までの営業時間の短縮要請に応じた大規模な集客施設等に対する協力金

・協力金総額:8億800万円

・対象期間 5月9日~5月31日

・対象:まん延防止等重点措置区域12市町内の大規模施設等(403者)、テナント等(1,410者)

(iii) 【新規】酒類販売事業者等に対する支援金

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業等の影響を受けている県内の酒類販売事業者等に対して支援金を支払う。

・支援金総額:1億9,050万円

・対象者:休業要請又は酒類の提供停止を伴う時短要請を受けた県内外の飲食店等と酒類納入等の取引のある県内の酒類販売事業者等(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者。750者)

・支給要件:令和3年4月、5月それぞれの売上が、前年又は前々年同月比で30%以上減少していること。(50%以上減少している場合は、国の月次支援金の対象)

・支給金額:支給対象月(4月、5月)ごとに、1事業者あたり、中小法人等は20万円、個人事業者等は10万円を上限に売上減少額を支給

(参考3)新型コロナウイルス感染症対策事業の予算累計

(単位:百万円)

R元	R2	R3	現計	今回予算額	累計額
420	95,504	69,369	61,604	7,765	165,293

今後も状況を注視しながら、緊急度に応じて必要な対策を順次実施。